

兵庫県公報

令和2年11月17日 火曜日 第158号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土地改良区の解散認可（同）	2
○ 保安林の指定予定の取消し（豊かな森づくり課）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16

○同 上(同) 16
 ○同 上(同) 17
 ○同 上(同) 17
 ○同 上(同) 17

公 告

○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧
 (砂防課) 18
 ○土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧(同) 19
 ○同 上(同) 20
 ○同 上(同) 20
 ○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の
 閲覧(同) 21

選挙管理委員会告示

○平成31年兵庫県選挙管理委員会告示第15号の訂正 29
 ○政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出 29
 ○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出 36

警察本部公告

○入札公告 37

告 示

兵庫県告示第1166号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。
 この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、
 神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。
 令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
相原土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	相原地区	令和2年10月29日



兵庫県告示第1167号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市黒田土地改良区	令和2年11月2日



兵庫県告示第1168号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
 令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日

志方町東土地改良区

令和2年10月29日

兵庫県告示第1169号

平成30年兵庫県告示第562号により保安林の指定の予定に関する告示を行った次の保安林予定森林について、保安林の指定の予定を取り消す。

令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

保安林予定森林の所在場所

洲本市池田字衞尾谷633の1、634の1、634の2、637、638

兵庫県告示第1170号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する区域

伊丹市昆陽北1丁目29番、33番、36番、38番1の各一部

2 特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにニークロロ四・六-ビス（エチルアミノ）
一一・三・五-トリアジン

兵庫県告示第1171号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

2 作業期間

令和2年11月4日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

宍粟市一宮町地先及び高砂市北浜町地先から太子町地先まで

兵庫県告示第1172号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和2年10月9日から同年12月25日まで

3 作業地域

佐用町下石井地内

兵庫県告示第1173号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年10月30日から令和3年1月29日まで
- 3 作業地域
尼崎市食満三丁目地内

兵庫県告示第1174号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影、同時調整及び写真地図作成）
- 2 作業期間
令和2年10月30日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市全域

兵庫県告示第1175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年11月17日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年11月17日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 田寺今在家線	姫路市西今宿五丁目944番10から 同市西今宿五丁目337番4まで	旧	16.0から 28.0まで	96.0	
		新	16.0から 22.0まで	96.0	

兵庫県告示第1176号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市飾東町小原新字新池107番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
小原新農区	姫路市飾東町小原新69番地1

- 3 指定する理由
姫路市飾東町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1177号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市飾東町小原新字千切173番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
小原新農区	姫路市飾東町小原新69番地1

- 3 指定する理由
姫路市飾東町地域内天川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1178号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市山田町南山田字皿池1311番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
南山田農区	姫路市山田町南山田775番地1

- 3 指定する理由
姫路市山田町地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1179号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市山田町南山田字奥ノ谷668番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
南山田農区	姫路市山田町南山田775番地 1

3 指定する理由

姫路市山田町地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1180号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市山田町南山田字奥ノ谷669番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
南山田農区	姫路市山田町南山田775番地 1

3 指定する理由

姫路市山田町地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1181号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市山田町南山田字柳谷524番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
南山田農区	姫路市山田町南山田775番地 1

3 指定する理由

姫路市山田町地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1182号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市山田町南山田字角田1016番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所

南山田農区	姫路市山田町南山田775番地1
-------	-----------------

3 指定する理由

姫路市山田町地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1183号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市山田町西山田字大畑ヶ520番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
西山田農区	姫路市山田町西山田358番地4

3 指定する理由

姫路市山田町地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1184号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市山田町西山田字才ノ元714番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
西山田農区	姫路市山田町西山田358番地4

3 指定する理由

姫路市山田町地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1185号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市山田町西山田字才ノ元713番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
西山田農区	姫路市山田町西山田358番地4

3 指定する理由

姫路市山田町地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1186号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市書写字梅垣内1749番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
三本松農区	姫路市書写1602番地

- 3 指定する理由
姫路市書写地域内夢前川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1187号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市船津町字釜ヶ尾2041番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
大澤農区	姫路市船津町5287番地の33

- 3 指定する理由
姫路市船津町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1188号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市船津町字堂ノ上1942番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
大澤農区	姫路市船津町5287番地の33

- 3 指定する理由
姫路市船津町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1189号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市船津町字下大澤1962番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
大澤農区	姫路市船津町5287番地の33

- 3 指定する理由
姫路市船津町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

**兵庫県告示第1190号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地  
姫路市船津町字上之野5278番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称   | 住 所           | 代表者の氏名 |
|-------|---------------|--------|
| 上野自治会 | 姫路市船津町515番地の1 | 白井 勝進  |

- 3 指定する理由  
姫路市船津町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第1191号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市船津町字高野5276番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
上野自治会	姫路市船津町515番地の1	白井 勝進

- 3 指定する理由
姫路市船津町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

**兵庫県告示第1192号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地  
姫路市船津町字下大澤1963番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称   | 住 所           | 代表者の氏名 |
|-------|---------------|--------|
| 上野自治会 | 姫路市船津町515番地の1 | 白井勝進   |

- 3 指定する理由  
姫路市船津町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第1193号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市船津町字下野5290番63
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
上野自治会	姫路市船津町515番地の1	白井勝進

- 3 指定する理由
姫路市船津町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

**兵庫県告示第1194号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地  
姫路市香寺町恒屋字口柏原1805番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称    | 住 所             |
|--------|-----------------|
| 北恒屋自治会 | 姫路市香寺町恒屋1992番地2 |

- 3 指定する理由  
姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第1195号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市香寺町恒屋字宮ノ前809番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
北恒屋自治会	姫路市香寺町恒屋1992番地2

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1196号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町中村字才加大池842番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
中村自治会	姫路市香寺町中村350番地2	角谷正喜

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1197号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町中村字才加西池843番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
中村自治会	姫路市香寺町中村350番地2	角谷正喜

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1198号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町中村字竹ノ下743番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名

中村自治会	姫路市香寺町中村350番地2	角谷正喜
-------	----------------	------

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1199号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋浩一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市香寺町中村字北坂地196番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
中村自治会	姫路市香寺町中村350番地2	角谷正喜

3 指定する理由

姫路市香寺町地域内恒屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1200号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋浩一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市林田町下伊勢字ヒワノコウ1102番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
下伊勢農区	姫路市林田町下伊勢396番地

3 指定する理由

姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1201号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋浩一

1 指定する貯水施設の所在地

姫路市林田町下伊勢字新池282番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
下伊勢農区	姫路市林田町下伊勢396番地

3 指定する理由

姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1202号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市林田町下伊勢字峯相谷278番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
下伊勢農区	姫路市林田町下伊勢396番地

- 3 指定する理由
姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1203号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市林田町下伊勢字峯相谷278番45
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
下伊勢農区	姫路市林田町下伊勢396番地

- 3 指定する理由
姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1204号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
姫路市林田町下伊勢字葛原751番34
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
下伊勢農区	姫路市林田町下伊勢396番地

- 3 指定する理由
姫路市林田町地域内大津茂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1205号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
神崎郡福崎町八千種字文治1421番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
庄区自治会	神崎郡福崎町八千種2505番地	西 井 和 俊

- 3 指定する理由
神崎郡福崎町八千種地域内雲津川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1206号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
神崎郡福崎町大貫字池ノ尻2738番4
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
西大貫自治会	神崎郡福崎町大貫2313番地	吉 識 秋 光

- 3 指定する理由
神崎郡福崎町大貫地域内雲津川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1207号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
神崎郡福崎町大貫字奥池2933番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
西大貫自治会	神崎郡福崎町大貫2313番地	吉 識 秋 光

- 3 指定する理由
神崎郡福崎町大貫地域内雲津川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1208号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 指定する貯水施設の所在地
神崎郡福崎町大貫字谷之内東1502番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
東大貫区自治会	神崎郡福崎町大貫1502番地2	岡 幸 司

- 3 指定する理由
神崎郡福崎町大貫地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1209号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
神崎郡福崎町大貫字飛原口1147番10
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
東大貫区自治会	神崎郡福崎町大貫1502番地2	岡 幸 司

- 3 指定する理由
神崎郡福崎町大貫地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1210号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
神崎郡福崎町大貫字早戸山2866番5
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
東大貫区自治会	神崎郡福崎町大貫1502番地2	岡 幸 司

- 3 指定する理由
神崎郡福崎町大貫地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1211号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
神崎郡福崎町大貫字大年谷561番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
南大貫自治会	神崎郡福崎町大貫448番地1	前田 泰 良

3 指定する理由

神崎郡福崎町大貫地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1212号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町大貫字カスベ1033番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
南大貫自治会	神崎郡福崎町大貫448番地1	前田 泰 良

3 指定する理由

神崎郡福崎町大貫地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1213号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町大貫字大年谷583番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
南大貫自治会	神崎郡福崎町大貫448番地1	前田 泰 良

3 指定する理由

神崎郡福崎町大貫地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1214号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小 橋 浩 一

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町八千種字柳谷1815番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所

小倉区	神崎郡福崎町八千種1976番地
-----	-----------------

3 指定する理由

神崎郡福崎町八千種地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1215号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町八千種字久保木1515番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
小倉区	神崎郡福崎町八千種1976番地

3 指定する理由

神崎郡福崎町八千種地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1216号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町南田原字金垣内1929番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
西光寺区自治会	神崎郡福崎町南田原1382番地3	竹本 繁夫

3 指定する理由

神崎郡福崎町南田原地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1217号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年11月17日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

1 指定する貯水施設の所在地

神崎郡福崎町南田原字山ノ東1167番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
西光寺区自治会	神崎郡福崎町南田原1382番地3	竹本 繁夫

3 指定する理由

神崎郡福崎町南田原地域内平田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山手(3) (113000242)	赤穂市東有年（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
山手(4) (113000243)	赤穂市東有年（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
有年横尾(5) (113000244)	赤穂市有年横尾（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
有年横尾(6) (113000245)	赤穂市有年横尾（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
居村(1) (113000246)	赤穂市新田（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
高台(3) (113000247)	赤穂市御崎（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
尾崎(4) (113000248)	赤穂市尾崎（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
北之町(1) (113000249)	赤穂市坂越（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
高谷(1) (113000250)	赤穂市坂越（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
鷗和(4) (113000251)	赤穂市鷗和（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊
福浦(2) (113000252)	赤穂市福浦（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊
新田(4) (113000253)	赤穂市福浦（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊
北ノ台(3) (113000254)	赤穂市鷗和（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図13までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年11月25日（水）から同年12月9日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年12月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第318号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

木生谷I(113000001)の項中別図1、砂子I(113000004)の項中別図4、南野中(1)I(113000006)の項中別図6、加里屋(2)I(113000010)の項中別図10、加里屋(3)II(113000014)の項中別図14、居村I(113000015)の項中別図15、高台(1)I(113000025)の項中別図25、東海III(113000029)の項中別図29、上浜市(1)I(113000031)の項中別図31、上浜市(3)I(113000033)の項中別図33、北野中(2)I(113000036)の項中別図36、塩屋(1)I(113000045)の項中別図45、塩屋(3)I(113000047)の項中別図47、塩屋(4)I(113000048)の項中別図48、塩屋(5)I(113000049)の項中別図49、塩屋(6)I(113000050)の項中別図50、塩屋(1)II(113000054)の項中別図54、尾崎(1)I(113000060)の項中別図60、高台(2)I(113000063)の項中別図63、尾崎(3)II(113000069)の項中別図69、東之町(2)I(113000075)の項中別図75、北之町I(113000078)の項中別図78、高谷I(113000080)の項中別図80、大泊(1)II(113000087)の項中別図87、大泊(3)II(113000089)の項中別図89を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年11月25日(水)から同年12月9日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年12月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第116号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

山手(1) I (113000092) の項中別図3、山手(2) I (113000093) の項中別図4、田中 I (113000094) の項中別図5、有年横尾(2) I (113000095) の項中別図6、目坂(1) I (113000107) の項中別図18、目坂(2) I (113000108) の項中別図19、鷗和(2) I (113000113) の項中別図24、本町(1) I (113000114) の項中別図25、朶山 I (113000115) の項中別図26、大泊(1) I (113000116) の項中別図27、古池(1) I (113000117) の項中別図28、福浦(1) I (113000118) の項中別図29、新田 I (113000119) の項中別図30、山田 I (113000122) の項中別図33、横山(2) I (113000126) の項中別図37、中山(3) I (113000127) の項中別図38、下高野 I (113000132) の項中別図43、大鹿谷(3) I (113000135) の項中別図46、大鹿谷(4) I (113000136) の項中別図47、鷗和(3) I (113000142) の項中別図53、本町(2) I (113000143) の項中別図54、野田 II (113000149) の項中別図60、三軒家 II (113000151) の項中別図62、新田(3) II (113000154) の項中別図65、横山(2) II (113000161) の項中別図72、横山(3) II (113000162) の項中別図73、中山(2) II (113000167) の項中別図78、大鹿谷(1) II (113000176) の項中別図87、大鹿谷(3) II (113000178) の項中別図89、北ノ台(2) II (113000182) の項中別図93、真木(1) II (113000183) の項中別図94、大泊(4) II (113000186) の項中別図97、山田 III (113000223) の項中別図134を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年11月25日（水）から同年12月9日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所

4 意見書に関する事項**(1) 様式**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年12月9日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月8日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成21年兵庫県告示第54号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

**1 改正しようとする区域の案**

若狭野2 I (209000012) の項中別図1を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

**2 改正の案の閲覧期間**

令和2年11月25日（水）から同年12月9日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年12月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 木生谷 I<br>(113000001)     | 赤穂市木生谷(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 木生谷 II<br>(113000002)    | 赤穂市木生谷(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 砂子 I<br>(113000004)      | 赤穂市砂子(別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 南野中(1) I<br>(113000006)  | 赤穂市南野中(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 加里屋(2) I<br>(113000010)  | 赤穂市加里屋(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 加里屋(3) I<br>(113000011)  | 赤穂市加里屋(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 加里屋(3) II<br>(113000014) | 赤穂市加里屋(別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 居村 I<br>(113000015)      | 赤穂市新田(別図8のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 五軒屋 I<br>(113000016)     | 赤穂市新田(別図9のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |

|                          |                  |         |          |
|--------------------------|------------------|---------|----------|
| 居村Ⅱ<br>(113000017)       | 赤穂市新田（別図10のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 御崎(3)(1)Ⅰ<br>(113000023) | 赤穂市御崎（別図11のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 高台(1)Ⅰ<br>(113000025)    | 赤穂市御崎（別図12のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 三崎山Ⅰ<br>(113000026)      | 赤穂市御崎（別図13のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 御崎(2)Ⅱ<br>(113000028)    | 赤穂市御崎（別図14のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 東海Ⅲ<br>(113000029)       | 赤穂市御崎（別図15のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 御崎Ⅲ<br>(113000030)       | 赤穂市御崎（別図16のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 上浜市(1)Ⅰ<br>(113000031)   | 赤穂市浜市（別図17のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 上浜市(2)Ⅰ<br>(113000032)   | 赤穂市浜市（別図18のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 上浜市(3)Ⅰ<br>(113000033)   | 赤穂市浜市（別図19のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 北野中(1)Ⅰ<br>(113000035)   | 赤穂市北野中（別図20のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 北野中(2)Ⅰ<br>(113000036)   | 赤穂市北野中（別図21のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 北野中(3)Ⅰ<br>(113000037)   | 赤穂市北野中（別図22のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 北野中(4)Ⅰ<br>(113000038)   | 赤穂市北野中（別図23のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 北野中(6)Ⅰ<br>(113000040)   | 赤穂市北野中（別図24のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 北野中(1)Ⅲ<br>(113000043)   | 赤穂市北野中（別図25のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 塩屋(1)Ⅰ<br>(113000045)    | 赤穂市塩屋（別図26のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 塩屋(2)Ⅰ<br>(113000046)    | 赤穂市塩屋（別図27のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 塩屋(3)Ⅰ<br>(113000047)    | 赤穂市塩屋（別図28のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 塩屋(4)Ⅰ<br>(113000048)    | 赤穂市塩屋（別図29のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |

|                         |                  |         |          |
|-------------------------|------------------|---------|----------|
| 塩屋(5) I<br>(113000049)  | 赤穂市塩屋 (別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 塩屋(6) I<br>(113000050)  | 赤穂市塩屋 (別図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 塩屋(8) I<br>(113000052)  | 赤穂市塩屋 (別図32のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 塩屋(1) II<br>(113000054) | 赤穂市塩屋 (別図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 塩屋III<br>(113000058)    | 赤穂市塩屋 (別図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 尾崎(1) I<br>(113000060)  | 赤穂市尾崎 (別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 尾崎(2) I<br>(113000061)  | 赤穂市尾崎 (別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 高台(2) I<br>(113000063)  | 赤穂市尾崎 (別図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 尾崎(1) II<br>(113000067) | 赤穂市尾崎 (別図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 尾崎(2) II<br>(113000068) | 赤穂市尾崎 (別図39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 尾崎(3) II<br>(113000069) | 赤穂市尾崎 (別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 潮見 I<br>(113000073)     | 赤穂市坂越 (別図41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 東之町(1) I<br>(113000074) | 赤穂市坂越 (別図42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 東之町(2) I<br>(113000075) | 赤穂市坂越 (別図43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 坂越(1) I<br>(113000076)  | 赤穂市坂越 (別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 坂越(2) I<br>(113000077)  | 赤穂市坂越 (別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 北之町 I<br>(113000078)    | 赤穂市坂越 (別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 洞竜(1) I<br>(113000079)  | 赤穂市坂越 (別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 高谷 I<br>(113000080)     | 赤穂市坂越 (別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 大泊(2) I<br>(113000081)  | 赤穂市坂越 (別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |

|                          |                    |         |          |
|--------------------------|--------------------|---------|----------|
| 山根 I<br>(113000082)      | 赤穂市坂越 (別図50のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 大黒(1) II<br>(113000084)  | 赤穂市坂越 (別図51のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 下高谷 II<br>(113000086)    | 赤穂市坂越 (別図52のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 大泊(1) II<br>(113000087)  | 赤穂市坂越 (別図53のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 大泊(2) II<br>(113000088)  | 赤穂市坂越 (別図54のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 大泊(3) II<br>(113000089)  | 赤穂市坂越 (別図55のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 三軒家(1) I<br>(113000090)  | 赤穂市有年檜原 (別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 三軒家(2) I<br>(113000091)  | 赤穂市有年檜原 (別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 山手(1) I<br>(113000092)   | 赤穂市東有年 (別図58のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 山手(2) I<br>(113000093)   | 赤穂市東有年 (別図59のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 田中 I<br>(113000094)      | 赤穂市有年原 (別図60のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 有年横尾(2) I<br>(113000095) | 赤穂市有年横尾 (別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 谷口 I<br>(113000096)      | 赤穂市有年横尾 (別図62のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 有年横尾(1) I<br>(113000097) | 赤穂市有年横尾 (別図63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 富原(1) I<br>(113000098)   | 赤穂市中山 (別図64のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 富原(2) I<br>(113000099)   | 赤穂市中山 (別図65のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 中山(1) I<br>(113000100)   | 赤穂市中山 (別図66のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 中山(2) I<br>(113000101)   | 赤穂市中山 (別図67のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 門前(2) I<br>(113000102)   | 赤穂市真殿 (別図68のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 門前(1) I<br>(113000103)   | 赤穂市真殿 (別図69のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |



|                          |                    |         |          |
|--------------------------|--------------------|---------|----------|
| 御蔵 I<br>(113000104)      | 赤穂市周世 (別図70のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |
| 清水(1) I<br>(113000105)   | 赤穂市目坂 (別図71のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 目坂(2) I<br>(113000108)   | 赤穂市目坂 (別図72のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 大津(1) I<br>(113000109)   | 赤穂市大津 (別図73のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図73のとおり |
| 大津(2) I<br>(113000110)   | 赤穂市大津 (別図74のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図74のとおり |
| 船渡 I<br>(113000111)      | 赤穂市大津 (別図75のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図75のとおり |
| 鷗和(2) I<br>(113000113)   | 赤穂市鷗和 (別図76のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図76のとおり |
| 本町(1) I<br>(113000114)   | 赤穂市福浦 (別図77のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図77のとおり |
| 朶山 I<br>(113000115)      | 赤穂市福浦 (別図78のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図78のとおり |
| 大泊(1) I<br>(113000116)   | 赤穂市福浦 (別図79のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図79のとおり |
| 古池(1) I<br>(113000117)   | 赤穂市福浦 (別図80のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図80のとおり |
| 福浦(1) I<br>(113000118)   | 赤穂市福浦 (別図81のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図81のとおり |
| 新田 I<br>(113000119)      | 赤穂市福浦 (別図82のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図82のとおり |
| 黒尾 I<br>(113000121)      | 赤穂市有年牟礼 (別図83のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図83のとおり |
| 山田 I<br>(113000122)      | 赤穂市有年牟礼 (別図84のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図84のとおり |
| 有年横尾(3) I<br>(113000123) | 赤穂市有年横尾 (別図85のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図85のとおり |
| 有年横尾(4) I<br>(113000124) | 赤穂市有年横尾 (別図86のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図86のとおり |
| 横山(1) I<br>(113000125)   | 赤穂市西有年 (別図87のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図87のとおり |
| 横山(2) I<br>(113000126)   | 赤穂市西有年 (別図88のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図88のとおり |
| 中山(3) I<br>(113000127)   | 赤穂市中山 (別図89のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図89のとおり |

|                         |                    |         |           |
|-------------------------|--------------------|---------|-----------|
| 林(1) I<br>(113000128)   | 赤穂市林(別図90のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図90のとおり  |
| 入相 I<br>(113000129)     | 赤穂市周世(別図91のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図91のとおり  |
| 下高野 I<br>(113000132)    | 赤穂市高野(別図92のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図92のとおり  |
| 大鹿谷(1) I<br>(113000133) | 赤穂市木津(別図93のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図93のとおり  |
| 大鹿谷(3) I<br>(113000135) | 赤穂市木津(別図94のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図94のとおり  |
| 大鹿谷(4) I<br>(113000136) | 赤穂市木津(別図95のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図95のとおり  |
| 大鹿谷(5) I<br>(113000137) | 赤穂市木津(別図96のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図96のとおり  |
| 大鹿谷(6) I<br>(113000138) | 赤穂市木津(別図97のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図97のとおり  |
| 大津(4) I<br>(113000139)  | 赤穂市大津(別図98のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図98のとおり  |
| 神保 I<br>(113000140)     | 赤穂市大津(別図99のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図99のとおり  |
| 大津(3) I<br>(113000141)  | 赤穂市大津(別図100のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図100のとおり |
| 鷗和(3) I<br>(113000142)  | 赤穂市鷗和(別図101のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図101のとおり |
| 本町(2) I<br>(113000143)  | 赤穂市福浦(別図102のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図102のとおり |
| 八軒屋(1) I<br>(113000144) | 赤穂市福浦(別図103のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図103のとおり |
| 中所 II<br>(113000146)    | 赤穂市有年檜原(別図104のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図104のとおり |
| 蔵田 II<br>(113000147)    | 赤穂市真殿(別図105のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図105のとおり |
| 野田 II<br>(113000149)    | 赤穂市有年檜原(別図106のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図106のとおり |
| 上所 II<br>(113000150)    | 赤穂市有年檜原(別図107のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図107のとおり |
| 三軒家 II<br>(113000151)   | 赤穂市有年檜原(別図108のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図108のとおり |
| 新田(1) II<br>(113000152) | 赤穂市有年檜原(別図109のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図109のとおり |

|                        |                    |         |           |
|------------------------|--------------------|---------|-----------|
| 新田(2)Ⅱ<br>(113000153)  | 赤穂市有年檜原(別図110のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図110のとおり |
| 新田(3)Ⅱ<br>(113000154)  | 赤穂市有年檜原(別図111のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図111のとおり |
| 黒尾Ⅱ<br>(113000156)     | 赤穂市有年牟礼(別図112のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図112のとおり |
| 有年横尾Ⅱ<br>(113000157)   | 赤穂市有年横尾(別図113のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図113のとおり |
| 上組Ⅱ<br>(113000159)     | 赤穂市西有年(別図114のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図114のとおり |
| 横山(1)Ⅱ<br>(113000160)  | 赤穂市西有年(別図115のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図115のとおり |
| 横山(2)Ⅱ<br>(113000161)  | 赤穂市西有年(別図116のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図116のとおり |
| 横山(3)Ⅱ<br>(113000162)  | 赤穂市西有年(別図117のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図117のとおり |
| 横山(4)Ⅱ<br>(113000163)  | 赤穂市西有年(別図118のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図118のとおり |
| 片山Ⅱ<br>(113000165)     | 赤穂市東有年(別図119のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図119のとおり |
| 中山(2)Ⅱ<br>(113000167)  | 赤穂市中山(別図120のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図120のとおり |
| 御蔵(2)Ⅱ<br>(113000170)  | 赤穂市周世(別図121のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図121のとおり |
| 上高野Ⅱ<br>(113000172)    | 赤穂市高野(別図122のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図122のとおり |
| 下高野Ⅱ<br>(113000173)    | 赤穂市高野(別図123のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図123のとおり |
| 田端(1)Ⅱ<br>(113000174)  | 赤穂市高野(別図124のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図124のとおり |
| 大鹿谷(1)Ⅱ<br>(113000176) | 赤穂市木津(別図125のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図125のとおり |
| 大鹿谷(2)Ⅱ<br>(113000177) | 赤穂市木津(別図126のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図126のとおり |
| 大鹿谷(3)Ⅱ<br>(113000178) | 赤穂市木津(別図127のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図127のとおり |
| 船渡(1)Ⅱ<br>(113000179)  | 赤穂市大津(別図128のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図128のとおり |
| 船渡(2)Ⅱ<br>(113000180)  | 赤穂市大津(別図129のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図129のとおり |

|                         |                    |         |           |
|-------------------------|--------------------|---------|-----------|
| 北ノ台(2)Ⅱ<br>(113000182)  | 赤穂市鷗和(別図130のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図130のとおり |
| 真木(1)Ⅱ<br>(113000183)   | 赤穂市鷗和(別図131のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図131のとおり |
| 大泊(4)Ⅱ<br>(113000186)   | 赤穂市福浦(別図132のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図132のとおり |
| 有年横尾Ⅲ<br>(113000195)    | 赤穂市有年横尾(別図133のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図133のとおり |
| 上組(2)Ⅲ<br>(113000201)   | 赤穂市西有年(別図134のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図134のとおり |
| 横山(4)Ⅲ<br>(113000206)   | 赤穂市西有年(別図135のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図135のとおり |
| 上菅生Ⅲ<br>(113000212)     | 赤穂市東有年(別図136のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図136のとおり |
| 中山Ⅲ<br>(113000213)      | 赤穂市中山(別図137のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図137のとおり |
| 高雄(1)Ⅲ<br>(113000218)   | 赤穂市高雄(別図138のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図138のとおり |
| 山田Ⅲ<br>(113000223)      | 赤穂市木津(別図139のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図139のとおり |
| 神保Ⅲ<br>(113000229)      | 赤穂市大津(別図140のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図140のとおり |
| 大泊Ⅲ<br>(113000236)      | 赤穂市福浦(別図141のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図141のとおり |
| 有年横尾(6)<br>(113000245)  | 赤穂市有年横尾(別図142のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図142のとおり |
| 折方川(1)Ⅱ<br>(213000009)  | 赤穂市折方(別図143のとおり)   | 土石流     | 別図143のとおり |
| 折方川(2)Ⅱ<br>(213000010)  | 赤穂市折方(別図144のとおり)   | 土石流     | 別図144のとおり |
| 尾崎川Ⅰ<br>(213000012)     | 赤穂市尾崎(別図145のとおり)   | 土石流     | 別図145のとおり |
| 坪江川Ⅰ<br>(213000017)     | 赤穂市坂越(別図146のとおり)   | 土石流     | 別図146のとおり |
| 有年檜原(2)Ⅰ<br>(213000028) | 赤穂市有年檜原(別図147のとおり) | 土石流     | 別図147のとおり |
| 下高野川Ⅰ<br>(213000039)    | 赤穂市高野(別図148のとおり)   | 土石流     | 別図148のとおり |
| 大鹿谷川Ⅰ<br>(213000045)    | 赤穂市木津(別図149のとおり)   | 土石流     | 別図149のとおり |

|                       |                                  |         |           |
|-----------------------|----------------------------------|---------|-----------|
| 柿山川Ⅱ<br>(213000049)   | 赤穂市大津(別図150のとおり)                 | 土石流     | 別図150のとおり |
| 落地Ⅱ<br>(138000209)    | 赤穂市西有年<br>赤穂郡上郡町落地(別図151のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図151のとおり |
| 飯坂(1)Ⅲ<br>(138000212) | 赤穂市西有年<br>赤穂郡上郡町落地(別図152のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図152のとおり |
| 若狭野2Ⅰ<br>(209000012)  | 相生市若狭野町若狭野<br>赤穂市有年牟礼(別図153のとおり) | 土石流     | 別図153のとおり |

(別図1から別図153までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年11月25日(水)から同年12月9日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年12月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月8日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第56号

平成31年4月7日執行の兵庫県議会議員選挙に係る候補者掘井健智の出納責任者から提出された選挙運動費用収支報告書に関し、当該出納責任者から訂正の届出があったので、平成31年兵庫県選挙管理委員会告示第15号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和2年11月17日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

平成31年兵庫県選挙管理委員会告示第15号の候補者掘井健智に係る報告書の要旨第1回分の欄中

|             |     |          |       |
|-------------|-----|----------|-------|
| 「 芝 本 昌 志   | 建築業 | 100,000円 | を     |
| 梅村さとし後援会事務所 |     | 50,000円  |       |
| 「 芝 本 昌 志   | 建築業 | 100,000円 | に改める。 |
| 梅村さとし後援会    |     | 50,000円  |       |



兵庫県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和2年11月17日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則本

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                    | 公職の種類<br>(第1号) | 届出年月日     |
|---------------------|--------|----------|-------------------------------|----------------|-----------|
| 日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部 | 一谷 勇一郎 | 柴田 翔平    | 神戸市中央区加納町4丁目4-15 KGビル201号     | 衆議院議員          | 令和2年9月2日  |
| 立憲民主党兵庫県第10区総支部     | 隠樹 圭子  | 吉田 一郎    | 神戸市中央区下山手通4-6-10 成発モリハイツ201号  | 衆議院議員          | 令和2年7月10日 |
| 立憲民主党兵庫県第6区総支部      | 櫻井 周   | 齋藤 郁子    | 伊丹市西台2-5-11 松屋ビル2階            | 衆議院議員          | 令和2年9月29日 |
| 立憲民主党兵庫県第10区総支部     | 隠樹 圭子  | 吉田 一郎    | 加古川市加古川町溝之口507番地 サンライズ加古川210号 | 衆議院議員          | 令和2年9月28日 |
| 立憲民主党兵庫県第5区総支部      | 梶原 康弘  | 板野 安弘    | 丹波篠山市西岡屋甲570-2                | 衆議院議員          | 令和2年9月28日 |

イ 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 政治団体の名称            | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地          | 届出年月日     |
|--------------------|--------|----------|---------------------|-----------|
| 自由民主党兵庫県神戸市東灘区第二支部 | 上島 寛弘  | 原 直紀     | 神戸市東灘区住吉本町2丁目14番20号 | 令和2年9月10日 |

(2) その他の政治団体

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                  | 公職の種類<br>(第1号) | 公職の候補者の氏名及び公職の種類<br>(第2号) | 届出年月日     |
|------------|--------|----------|-----------------------------|----------------|---------------------------|-----------|
| 一谷勇一郎後援会   | 一谷 勇一郎 | 柴田 翔平    | 神戸市中央区加納町4丁目4-15 KGビル201号   | 衆議院議員          | 一谷勇一郎、衆議院議員               | 令和2年9月25日 |
| おき圭子パートナーズ | 隠樹 圭子  | 吉田 一郎    | 加古川市加古川町溝之口507 サンライズ加古川210号 | 衆議院議員          | 隠樹圭子、衆議院議員                | 令和2年8月11日 |

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---------|--------|----------|------------|-------|
|         |        |          |            |       |

|                     |        |        |                                  |           |
|---------------------|--------|--------|----------------------------------|-----------|
| 足立よしまさ後援会           | 植木 克幸  | 足立 明美  | 丹波市柏原町柏原2850—7                   | 令和2年9月3日  |
| 安全・安心な生活環境改善の会      | 藤本 操   | 橋本 正夫  | 加古郡稲美町岡903—1番地                   | 令和2年9月24日 |
| 笑顔咲く街づくりの会          | 中島 恵子  | 中島 浩一  | 養父市八鹿町国木295—2                    | 令和2年8月19日 |
| OPEN! 兵庫新時代プロジェクト   | 藤原 武光  | 永江 一之  | 神戸市中央区下山手通4丁目6—10 201号           | 令和2年8月27日 |
| 垣内ひろあき後援会           | 垣内 宏之  | 久下 忠雄  | 丹波市山南町池谷85—1                     | 令和2年9月18日 |
| 川瀬稔後援会              | 川瀬 稔   | 石田 利昭  | 養父市八鹿町伊佐451                      | 令和2年7月29日 |
| 木村まさと後援会            | 長谷川 美樹 | 石暮 利行  | 三田市木器771—10                      | 令和2年4月24日 |
| 酒井こうじ後援会            | 前川 昭廣  | 森田 均   | 丹波市氷上町石生648                      | 令和2年7月30日 |
| 阪本こうじ後援会            | 阪本 ひとみ | 阪本 勝也  | 三田市中央町2—7                        | 令和2年9月9日  |
| 新生兵庫講演会             | 植村 武雄  | 木村 光利  | 神戸市中央区栄町通4—2—18 キンキビルディング5階      | 令和2年8月7日  |
| 全ての子供達の学習機会を実現する会 絆 | 行野 秀樹  | 行野 秀樹  | 神戸市兵庫区荒田町1—7—20                  | 令和2年9月2日  |
| 瀬原敬樹後援会             | 山下 茂翁  | 瀬原 巳智世 | 養父市万久里195番地1                     | 令和2年8月4日  |
| 高谷ひろし後援会            | 柏野 俊   | 高谷 幸世  | 尼崎市長洲西通2—11—6                    | 令和2年8月18日 |
| つるの有史後援会            | 鶴野 有史  | 鶴野 千奈美 | 三田市あかしあ台3丁目27—2 グリーンスクエア三田3棟302号 | 令和2年7月28日 |
| 共に歩もういきいき三田を創る会     | 青木 康史  | 山分 健一  | 三田市けやき台5丁目7—10                   | 令和2年7月31日 |
| 兵庫県改革協議会            | 向山 好一  | 石井 健一郎 | 神戸市中央区中山手通4—17—2 セントラルビル3F       | 令和2年8月27日 |
| 兵庫県神谷まさゆき後援会        | 笠井 秀一  | 三宅 圭一  | 神戸市中央区下山手通6—4—3                  | 令和2年7月2日  |
| ひろせ栄を応援する会          | 児島 勝   | 広瀬 康秀  | 養父市八鹿町九鹿424                      | 令和2年8月12日 |
| 福田佳則後援会             | 福田 佳則  | 福田 とも子 | 三田市三輪4丁目28番11号                   | 令和2年7月1日  |
| PROJECT NEXT ITAMI  | 松本 輝明  | 井上 智之  | 伊丹市緑ヶ丘2—163—2                    | 令和2年9月3日  |
| 前川進介後援会             | 前川 進介  | 前川 美希  | 丹波市山南町南中115—6                    | 令和2年7月10日 |
| 前田周嗣後援会             | 前田 周嗣  | 勇 勝善   | 西宮市甕岩町10—21—101                  | 令和2年8月24日 |
| 養父市の未来を守る会          | 浄 慶康治  | 田原 一   | 養父市八鹿町朝倉136番1                    | 令和2年9月7日  |

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動内容 |                                    | 異動年月日     |
|-----------------|--------|------------|------|------------------------------------|-----------|
| 自由民主党竹野町支部      | 福丸義章   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 豊岡市竹野町須谷965                        | 令和2年7月1日  |
|                 |        |            | 旧    | 豊岡市竹野町轟1043-1                      |           |
|                 |        | 代表者の氏名     | 新    | 福丸義章                               |           |
|                 |        |            | 旧    | 井垣文博                               |           |
|                 |        | 会計責任者の氏名   | 新    | 田中律也                               |           |
|                 |        |            | 旧    | 米田達也                               |           |
| 自由民主党兵庫県ときわ会支部  | 藤岡秀樹   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市東灘区住吉本町1丁目2番1号 JR西日本アーバン開発株式会社内 | 令和2年8月1日  |
|                 |        |            | 旧    | 神戸市東灘区住吉本町1丁目2番1号 神戸SC開発株式会社内      |           |
|                 |        | 代表者の氏名     | 新    | 藤岡秀樹                               | 令和2年6月26日 |
|                 |        |            | 旧    | 杉木孝行                               |           |
| 自由民主党21世紀創生会    | 萩野美功代  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神崎郡福崎町山崎527-5                      | 令和2年7月7日  |
|                 |        |            | 旧    | 姫路市広畑区鶴町2-7 大栄運輸株式会社               |           |
|                 |        | 代表者の氏名     | 新    | 萩野美功代                              |           |
|                 |        |            | 旧    | 萩野豊和                               |           |
| 自由民主党三木支部       | 村岡真夕子  | 会計責任者の氏名   | 新    | 長島良子                               | 令和2年8月19日 |
|                 |        |            | 旧    | 吉田秀子                               |           |
| 自由民主党兵庫県建設支部    | 松田隆    | 代表者の氏名     | 新    | 松田隆                                | 令和2年6月8日  |
|                 |        |            | 旧    | 川嶋実                                |           |
| 立憲民主党兵庫県第7区総支部  | 安田真理   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 芦屋市西山町1-5                          | 令和2年7月10日 |
|                 |        |            | 旧    | 神戸市中央区下山路通4-6-10 成発モリハイツ201号       |           |
| 立憲民主党兵庫県第10区総支部 | 隠樹圭子   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 加古川市加古川町溝之口507番地 サンライズ加古川210号      | 令和2年8月5日  |
|                 |        |            | 旧    | 神戸市中央区下山路通4-6-10 成発モリハイツ201号       |           |

(2) その他の政治団体



| 政治団体の名称           | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動内容 |                  | 異動年月日     |
|-------------------|--------|------------|------|------------------|-----------|
|                   |        |            | 新    | 旧                |           |
| 伊丹市医師連盟           | 吉村 史郎  | 代表者の氏名     | 新    | 吉村 史郎            | 令和2年5月28日 |
|                   |        |            | 旧    | 常岡 豊             |           |
| おおしま恵子後援会         | 平野 正裕  | 代表者の氏名     | 新    | 平野 正裕            | 令和2年9月28日 |
|                   |        |            | 旧    | 倉本 規             |           |
| 太田やすふみ後援会         | 前田 英男  | 代表者の氏名     | 新    | 前田 英男            | 令和2年7月10日 |
|                   |        |            | 旧    | 富山 邦晃            |           |
| 加西市医師連盟           | 西村 俊二  | 代表者の氏名     | 新    | 西村 俊二            | 令和2年7月22日 |
|                   |        |            | 旧    | 米田 秀志            |           |
|                   |        | 会計責任者の氏名   | 新    | 鳴瀬 一弘            |           |
|                   |        |            | 旧    | 西村 俊二            |           |
| 現代政策調査会           | 石井 一   | 会計責任者の氏名   | 新    | 及川 智義            | 令和2年9月13日 |
|                   |        |            | 旧    | 森本 康彦            |           |
| 神戸大好き・あすのKOBÉを創る会 | 西村 悦子  | 会計責任者の氏名   | 新    | 玉串 由紀            | 令和2年8月5日  |
|                   |        |            | 旧    | 西上 大郎            |           |
| 琴川くにひろ後援会         | 樫本 裕一  | 政治団体の名称    | 新    | 琴川くにひろ後援会        | 令和2年7月5日  |
|                   |        |            | 旧    | こと川くにひろ後援会       |           |
| さわやか伊丹ネットワーク      | 鈴木 真一  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 伊丹市御願塚5丁目2-29    | 令和2年3月1日  |
|                   |        |            | 旧    | 伊丹市御願塚4-4-12-106 |           |
| しの木和良後援会          | 松村 劭   | 会計責任者の氏名   | 新    | 篠木 智恵            | 平成30年4月1日 |
|                   |        |            | 旧    | 坂上 香代子           |           |
| 洲本市医師連盟           | 木村 一郎  | 代表者の氏名     | 新    | 木村 一郎            | 令和2年7月1日  |
|                   |        |            | 旧    | 高橋 雅彦            |           |
|                   |        | 会計責任者の氏名   | 新    | 津本 定也            |           |
|                   |        |            | 旧    | 石濱 義民            |           |
| たかお秀彰後援会          | 高尾 秀彰  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 明石市中朝霧丘1-15      | 令和2年3月29日 |
|                   |        |            | 旧    | 明石市大蔵中町3-8       |           |
|                   |        | 会計責任者の氏名   | 新    | 高尾 秀彰            |           |
|                   |        |            | 旧    | 高尾 哲彦            |           |
| 谷水ゆういち後援会         | 足立 義昭  | 代表者の氏名     | 新    | 足立 義昭            | 令和2年7月3日  |
|                   |        |            | 旧    | 大野 志郎            |           |

|                       |        |            |   |                            |           |
|-----------------------|--------|------------|---|----------------------------|-----------|
| 電機兵庫政治活動委員会           | 横川 易季  | 代表者の氏名     | 新 | 横川 易季                      | 令和2年9月6日  |
|                       |        |            | 旧 | 清宮 豊                       |           |
| デンソーテン労働組合<br>政策活動委員会 | 辻岡 政輝  | 代表者の氏名     | 新 | 辻岡 政輝                      | 令和2年8月21日 |
|                       |        |            | 旧 | 濱岡 弘文                      |           |
|                       |        | 会計責任者の氏名   | 新 | 大山 友久                      |           |
|                       |        |            | 旧 | 滝 直樹                       |           |
| 豊岡市医師連盟               | 川端 強   | 代表者の氏名     | 新 | 川端 強                       | 令和2年5月16日 |
|                       |        |            | 旧 | 田中 洋                       |           |
| 日本臨床検査技師連盟<br>兵庫県支部   | 綿貫 裕   | 代表者の氏名     | 新 | 綿貫 裕                       | 令和2年8月1日  |
|                       |        |            | 旧 | 東塚 伸一                      |           |
| 練木恵子後援会               | 草野 義雄  | 代表者の氏名     | 新 | 草野 義雄                      | 令和2年8月3日  |
|                       |        |            | 旧 | 吉見 茂                       |           |
|                       |        | 会計責任者の氏名   | 新 | 田中 達夫                      |           |
|                       |        |            | 旧 | 草野 義雄                      |           |
| 東影昭後援会                | 東影 昭   | 代表者の氏名     | 新 | 東影 昭                       | 令和2年4月20日 |
|                       |        |            | 旧 | 田路 健輔                      |           |
|                       |        | 会計責任者の氏名   | 新 | 東影 圭子                      |           |
|                       |        |            | 旧 | 西影 卓                       |           |
| 兵庫県建設業政治連盟            | 松田 隆   | 代表者の氏名     | 新 | 松田 隆                       | 令和2年6月8日  |
|                       |        |            | 旧 | 川嶋 実                       |           |
| 兵庫県歯科医師連盟三<br>木市支部    | 弘田 三四郎 | 会計責任者の氏名   | 新 | 弘田 三四郎                     | 令和2年8月6日  |
|                       |        |            | 旧 | 島田 勝弘                      |           |
| 兵庫県私学経営研究会            | 柳 弘一郎  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 洲本市海岸通2丁目3番24号             | 令和2年7月20日 |
|                       |        |            | 旧 | 神戸市中央区北長狭通4丁目3-13 兵庫県私学会館内 |           |
| ふくだ秀章応援する会            | 大町 和男  | 政治団体の名称    | 新 | ふくだ秀章応援する会                 | 令和2年5月6日  |
|                       |        |            | 旧 | ふくだ秀章後援会                   |           |
|                       |        | 代表者の氏名     | 新 | 大町 和男                      |           |
|                       |        |            | 旧 | 山本 勝美                      |           |
|                       |        | 会計責任者の氏名   | 新 | 福田 秀章                      |           |
|                       |        |            | 旧 | 福田 隆之                      |           |

|                      |      |          |   |      |           |
|----------------------|------|----------|---|------|-----------|
| 藤原よしみ後援会             | 藤原芳巳 | 会計責任者の氏名 | 新 | 守本正博 | 令和2年8月6日  |
|                      |      |          | 旧 | 田中勇  |           |
| MELON北伊丹社会活動委員会      | 鍋島佳明 | 代表者の氏名   | 新 | 鍋島佳明 | 令和2年8月17日 |
|                      |      |          | 旧 | 山崎貴嗣 |           |
| MELON神戸社会活動委員会       | 宇野琢美 | 代表者の氏名   | 新 | 宇野琢美 | 令和2年8月16日 |
|                      |      |          | 旧 | 中島栄吉 |           |
| MELON西部研究所社会活動委員会    | 渡邊佳正 | 代表者の氏名   | 新 | 渡邊佳正 | 令和2年8月16日 |
|                      |      |          | 旧 | 苗村尚史 |           |
|                      |      | 会計責任者の氏名 | 新 | 内藤皓貴 |           |
|                      |      |          | 旧 | 赤穂賢吾 |           |
| MELON通信機社会活動委員会      | 井上真吾 | 代表者の氏名   | 新 | 井上真吾 | 令和2年8月27日 |
|                      |      |          | 旧 | 山本忠次 |           |
|                      |      | 会計責任者の氏名 | 新 | 大濱大輔 |           |
|                      |      |          | 旧 | 井上真吾 |           |
| MELON通信ネットワーク社会活動委員会 | 村田秀樹 | 会計責任者の氏名 | 新 | 河瀬公一 | 令和2年8月28日 |
|                      |      |          | 旧 | 野田敬寛 |           |
| 森田博美後援会              | 高野昭夫 | 会計責任者の氏名 | 新 | 中川徳成 | 平成31年1月5日 |
|                      |      |          | 旧 | 森田正彦 |           |

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 解散年月日     |
|-----------------|--------|-----------|
| 国民民主党兵庫県第9区総支部  | 向山好一   | 令和2年9月11日 |
| 国民民主党兵庫県総支部連合会  | 向山好一   | 令和2年9月11日 |
| 国民民主党兵庫県第6区総支部  | 小山敏明   | 令和2年9月11日 |
| 国民民主党兵庫県第10区総支部 | 向山好一   | 令和2年9月11日 |
| 国民民主党兵庫県第7区総支部  | 向山好一   | 令和2年9月11日 |
| 国民民主党兵庫県第2区総支部  | 船川治郎   | 令和2年9月11日 |
| 国民民主党兵庫県第5区総支部  | 美藤和広   | 令和2年9月11日 |
| 国民民主党兵庫県第8区総支部  | 明見孝一郎  | 令和2年9月11日 |
| 国民民主党兵庫県第4区総支部  | 前島浩一   | 令和2年9月11日 |
| 国民民主党神戸市北区支部    | 向山好一   | 令和2年9月11日 |
| 国民民主党兵庫県第11区総支部 | 向山好一   | 令和2年9月11日 |
| 立憲民主党兵庫県第6区総支部  | 櫻井周    | 令和2年9月14日 |

|                     |       |           |
|---------------------|-------|-----------|
| 立憲民主党兵庫県連合          | 櫻井 周  | 令和2年9月14日 |
| 立憲民主党兵庫県第5区総支部      | 梶原 康弘 | 令和2年9月14日 |
| 立憲民主党兵庫県第4区総支部      | 飯田 真緒 | 令和2年9月14日 |
| 立憲民主党兵庫県第7区総支部      | 安田 真理 | 令和2年9月14日 |
| 立憲民主党兵庫県第10区総支部     | 隠樹 圭子 | 令和2年9月14日 |
| NHKから国民を守る党兵庫県西宮市支部 | 河本 圭司 | 令和2年6月30日 |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称                               | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|---------------------------------------|--------|------------|
| 明石武士会                                 | 寺嶋 一浩  | 令和2年9月7日   |
| あったか多可町をつくる会                          | 柴田 貞美  | 令和元年12月31日 |
| 池本道治後援会                               | 池本 栄子  | 令和2年7月10日  |
| 一輪会                                   | 家代岡 桂子 | 令和2年8月20日  |
| 小西茂行を支援する会                            | 村津 博昭  | 令和2年8月27日  |
| 阪口正哉後援会                               | 池田 勲   | 令和2年8月19日  |
| 坂谷高義後援会                               | 坂谷 高義  | 令和2年8月4日   |
| 穴栗・草の根運動の会                            | 鈴木 浩之  | 令和2年8月12日  |
| 政令指定都市薬剤師連盟神戸支部                       | 伊藤 清彦  | 令和2年9月8日   |
| 寺嶋一浩後援会                               | 寺嶋 一浩  | 令和2年9月7日   |
| 中田慎也政策研究会                             | 中田 慎也  | 令和2年7月31日  |
| 橋本恭子後援会                               | 山本 武司  | 令和元年5月1日   |
| 兵庫県防衛を支える会                            | 熊谷 勉   | 令和2年9月25日  |
| 森川みのると共に活気ある神河町をつくる会                  | 森川 みのる | 令和2年8月15日  |
| 山川ひろし後援会                              | 中村 弘   | 令和2年8月31日  |
| Liberal Democracy for NEXT GENERATION | 中田 慎也  | 令和2年7月31日  |

~~~~~

兵庫県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

令和2年11月17日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
一谷 勇一郎	衆議院議員	一谷勇一郎後援会	神戸市中央区加納町4丁目4-15 KGビル201号	令和2年9月22日
川瀬 稔	養父市議会議員	川瀬稔後援会	養父市八鹿町伊佐451	令和2年7月27日
福田 佳則	三田市議会議員	福田佳則後援会	三田市三輪4丁目28番11号	令和2年6月30日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
榎本 和夫	えのもと和夫後援会	公職の種類	新	明石市議会議員	平成31年4月1日
			旧	兵庫県議会議員	
竹尾 智枝	竹尾智枝後援会	公職の種類	新	兵庫県議会議員	平成30年12月28日
			旧	西宮市議会議員	
長瀬 猛	長瀬猛後援会	公職の種類	新	兵庫県議会議員	令和元年6月11日
			旧	神戸市議会議員	

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
寺嶋 一浩	寺嶋一浩後援会	令和2年9月7日
中田 慎也	中田慎也政策研究会	令和2年7月31日

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年11月17日

契約担当者

兵庫県警察本部長 吉岡 健一郎

1 調達内容

- (1) 調達件名
交通管制システム用イーサネットサービス提供業務
- (2) 調達物件の特質等
契約担当者が示す仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和3年3月1日（月）から令和8年2月28日（土）まで
- (4) 履行場所及び仕様
入札説明書による。
- (5) 入札方法

上記(1)の調達について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 建設工事入札参加資格者又は物品関係入札参加者として、兵庫県(以下「県」という。)の建設工事入札参加資格(登録)者又は物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 浅見
電話(078)341-7441 内線2273

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和2年11月17日(火)から同年12月1日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和3年1月5日(火)午前10時 兵庫県警察本部11階会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年1月4日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年1月4日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結予定日(令和3年1月12日(火))までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険を締結する場合は、保険証書を契約保証金に代えて契約締結予定日までに前記3(1)に提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を令和2年12月1日(火)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和3年1月12日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yosioka Kenichiro, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Services to be contracted:

Providing Ethernet services for traffic control systems.

(3) Service usage period:

60 months from March 1, 2021 to February 28, 2026

(4) Places of use:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 December 1, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 January 4, 2021 by mail

10:00 January 5, 2021 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Asami Aki, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2273